

育児支援訪問事業ご利用案内

＜ご利用できる方＞

千代田区内にお住まいで、下記の条件に該当する方で、ほかに支援する方がいないとき、区が認定する時間内でご利用できます。

○産前産後の支援

母子健康手帳取得時からお子さんが生後6か月のお誕生日の1日前まで

○義務教育終了前までの児童がいる家庭への支援

保護者の状態から育児が一時的に困難になっていると区が認定した家庭

* 就労支援は該当しない。

＜サービスの内容＞ 保護者が不在の依頼はお受けできません。

授乳の手伝い、子どもの食事の介助(調理は含まない)、沐浴の補助、トイレのお世話、健康診査等への付き添い など

* 区が委託しているベビーシッター会社のベビーシッターや、ヘルパー事務所のヘルパーが伺います。

* 貴重品の管理はご自分でお願いします。

＜利用時間帯＞

・月曜～土曜：7時～19時までの区が認める時間内

(日曜・祝日・年末年始は除く)

＜問い合わせ・申し込み先＞

千代田区立児童・家庭支援センター子ども家庭相談係 ☎5298-5521

月曜～金曜(土曜・日曜・祝日・年末年始は除く)：8時半～16時まで



＜料金・負担額等＞

〔負担額〕1時間あたり

住民税課税区分	家事のみ又は、お子さん2子までの保育(※1)
生活保護受給世帯・市町村民税が非課税である世帯	0円
市町村民税均等割のみ課税世帯	500円
その他の世帯	1,000円

※1 2歳未満のお子さんの同時保育は1人までとなります。保育人数により加算があります。

☆負担額を決定する住民税の見直しは、7月に行います。支払いは区より納付書を発行しますので、金融機関でお支払いください。買い物や通院時などにかかる交通費の実費は、直接ヘルパーにお支払いください。

<キャンセル料・変更料>

平日の2日前(土・日・祝日・年末年始は除く)の16時までには児童・家庭支援センターへご連絡ください。

利用日前々日16時までに取り消し	無料
利用日前日16時までに取り消し	1時間あたり 単価の50%
利用日前日16時以降または当日の取り消し	1時間あたり 単価の100%

*感染症(インフルエンザ・ノロウイルスなど)に感染した場合(同居家族の感染も含む)は訪問できません。キャンセル料も利用者様のご負担となりますので、ご了承ください。

<手続きの流れ>

① 申請書の他、下記の書類を添付し、児童・家庭支援センターへ郵送または持参してください。

申請区分	申請の理由	添付資料	
産前産後の支援 (産後は6か月未満)	区の認定をうけていること	<ul style="list-style-type: none"> ●母子健康手帳の写し ①出生届出済証明(千代田区母子健康手帳1頁) ②直近の母子の状況がわかる頁 <ul style="list-style-type: none"> ア)産前⇒妊娠中の経過(千代田区母子健康手帳8～9頁) イ)産後⇒出産の状態(千代田区母子健康手帳14～15頁) 	児童連絡票 (指定様式) *生後6か月以上未就学のお子さんがある場合のみ
義務教育終了前までの児童がいる家庭への支援		<ul style="list-style-type: none"> ●根拠書類 <診断書(病状の期限まで記載のこと)または介護保険認定結果通知書>など 	

*区の方で課税情報が確認できない方は、住民課税状況のわかる書類を添付していただく場合があります。

- ② 書類が届きましたら、ご連絡をしますので、家庭訪問の日程を調整させていただきます。
- ③ 書類内容と家庭訪問の状況で、利用の可否を決定します。利用決定された方には、計画書を作成します。
- ④ 計画書をもとに、サービスの入る日時のご希望をご連絡ください。
- ⑤ サービスが入ります。

<良くある質問 Q&A>

Q:家事は手伝ってもらえますか?

A:原則お断りしています。育児を支援する事業です。

Q:食事介助は何をしてもらえますか?

A:ご準備いただいたものを、子どもに食べさせる介助です。電子レンジを使用する温めについては、ご相談ください。

Q:母の通院で、待合室での子守をお願いできますか?

A:お引き受けします。ただし通院場所は隣接区で片道30分が基準です。交通費は実費がかかります。

Q:支払いの納付書はどのように発行してもらえますか?

A:月毎に利用料金を合算し、翌月の中旬ごろに郵送でお送りします。

千代田区立児童・家庭支援センター子ども家庭相談係

〒101-0048 千代田区神田司町 2-16 神田さくら館 6階

☎ 03-5298-5521 FAX 03-5298-0240